

「平成31年度香川県後期高齢者医療療養費支給申請書点検業務」に係る
公募型プロポーザル募集要領

1 事業の趣旨・目的

本要領は、香川県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）における、療養費支給申請書点検業務を効果的かつ効率的に実施することにより、療養費請求の適正化を図ることを目的として、公募型プロポーザル方式による事業者の選定を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

- (1) 業務名 平成31年度香川県後期高齢者医療療養費支給申請書点検業務
- (2) 業務内容 別紙「平成31年度香川県後期高齢者医療療養費支給申請書点検業務仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
- (4) 委託上限額 6,000千円（消費税及び地方消費税含む。ただし、平成31年9月30日までの点検業務委託料の消費税率を8%、10月1日以降の点検業務委託料の消費税率を10%とする。）
- (5) 業務実施場所 受託者の事務所内

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者は、更生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、同法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限り。）を受けた者は、再生手続開始の申立てがなされてなかった者とみなす。
- (5) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 個人情報保護対策の客観的評価のため、この業務を受託するにあたってはプライバシーマーク（Pマーク）などの認証を取得していること。なお、広域連合の要請がある場合には、それを称する書類を提出すること。
- (7) 平成26年度から平成30年度の間で、後期高齢者医療、国民健康保険又は被用

者保険において、療養費支給申請書点検業務の受託実績を有するか、現在委託されていること。

- (8) 各都道府県又は各市町村のいずれかにおいて、平成30年度競争入札参加資格を有していること。

4 日程

事業者選定までの日程は、次のとおりとする。

| 日時又は締切日 | 内 容 |
|----------------|----------------------------|
| 平成31年3月 6日 (水) | 参加表明書提出期限・質問書提出期限 |
| 平成31年3月 7日 (木) | 質問に対する回答期限 |
| 平成31年3月13日 (水) | 提案書等提出期限・辞退届提出期限 |
| 平成31年3月14日 (木) | (一次選考結果通知) 及びプレゼンテーション日時通知 |
| 平成31年3月18日 (月) | プレゼンテーション |
| 平成31年3月19日 (火) | 提案等選定結果通知及び受託候補事業者の確定 |

※変更がある場合があります。その場合は、事前に通知します。

5 参加手続

- (1) 提出先及び問い合わせ先

〒760-0066

香川県高松市福岡町二丁目3番2号 香川県自治会館2階

香川県後期高齢者医療広域連合 事業課医療給付グループ 山本

電話番号：087-811-1866 FAX：087-811-1865

電子メール：kyufu@kagawa-kouiki.jp

- (2) 参加表明書の提出期限及び提出方法

①提出書類：○参加表明書(様式第1号)

○企業概要書(様式第3号)

○平成26年度から平成30年度の間で、後期高齢者医療、国民健康保険又は被用者保険において、療養費支給申請書の点検業務について締結した契約の一覧(業務実績書：様式第4号)

※契約一覧(業務実績書：様式第4号)は各年度10件までの記載とする。

○競争入札参加業者資格者名簿登載決定通知書等の写し又は、ホームページの写しなど登録が確認できるもの

②提出期限：平成31年3月6日(水)午後5時まで

③提出方法：持参(平日の午前9時～午後5時まで)又は郵送(書留郵便に限る。)

- ④注意事項：○提出期限を過ぎて到達したものは無効とする。
- 参加申込後に参加を辞退する場合は、平成31年3月13日（水）正午までに辞退届（様式第2号）を持参又は郵送で提出すること。
 - 参加する者に必要な資格を有するか審査を行うものとする。なお、提出した書類について広域連合から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

（3）提案書等の提出期限及び提出方法

①提出書類：提案書及び見積書(様式第7号)

○提案書は「平成31年度香川県後期高齢者医療療養費支給申請書点検業務提案書作成要領」に従って作成し、紙媒体左綴じで正本1部、副本6部を提出すること。

○見積書（様式第7号）は、委託費内訳書及び単価表を添付すること。

②提出期限：平成31年3月13日（水）正午まで

③提出方法：持参（平日の午前9時～午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）

※ただし平成31年3月13日（水）は正午まで

④注意事項

○提出期限を過ぎて到達したものは無効とする。

○提出書類の正本には全て社印及び代表者印を、見積書には代表者印を押印のうえ提出すること。

○提出された提案書等は、返却しない。

○提出する提案書等に要する経費は、すべて提案事業者の負担とする。

○香川県後期高齢者医療広域連合が提示した資料や本プロポーザルにおいて、知り得た情報については、第三者に漏洩すること、及び本広域連合の許可なく本業務以外に使用、又は公表等を行うことを禁止する。

○提出された提案書等は当広域連合内で複写、配布する場合がある。

○提出された提案書等の書類は、この選定業務以外に提案者に無断で使用しないが、香川県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年4月1日条例第18号）の規定に基づき、情報公開の請求があった場合に情報公開の対象となることがある。

○応募者が4者以上の場合、保険者での実績と提案書等による一次選考を行い、3者を選定する。一次選考結果は平成31年3月14日（木）に電子メール又はFAXにて通知する。

（4）募集要領等の配布

以下募集要領等を香川県後期高齢者医療広域連合ホームページ（<http://kagawa-kouiki.jp/>）からダウンロードし、使用すること。

①「平成31年度香川県後期高齢者医療療養費支給申請書点検業務」に係る公募型

プロポーザル募集要領

- ②平成31年度香川県後期高齢者医療療養費支給申請書点検業務仕様書及び個人情報取扱特記事項
- ③平成31年度香川県後期高齢者医療療養費支給申請書点検業務提案書作成要領
- ④参加表明書（様式第1号）
- ⑤辞退届（様式第2号）
- ⑥企業概要書（様式第3号）
- ⑦業務実績書（様式第4号）
- ⑧業務体制表（様式第5号）
- ⑨質問書（様式第6号）
- ⑩見積書（様式第7号）

※上記資料は、今回の提案に係る検討以外の目的で使用してはならないこととする。

6 質問・回答

公募型プロポーザルに参加するにあたり、質問事項が発生した場合は、次のとおり質問書を提出すること。

- (1) 受付期間：平成31年2月27日（水）～
平成31年3月6日（水）午後5時必着
- (2) 質問方法：質問は、質問書（様式第6号）により行うこととし、電子メールにより随時受付を行う。提出先は「5 参加手続」に記載されたメールアドレスとする。公募型プロポーザル実施期間中の質問行為は、上記の方法のみ可能とし、業務担当課へ直接質問することは認めない。
- (3) 回答日時：平成31年3月7日（木）午後5時まで
- (4) 回答方法：提出された質問事項を取りまとめ、電子メールにて、参加資格のある全事業者に回答する。なお、質問した事業者名は公表しない。また、電話等による問い合わせには応じないので留意すること。

7 評価方法等

提出された提案書等について、審査（プレゼンテーション）を実施し、評価点を算出し、受託候補事業者を選定する。評価にあたっては下記の審査項目で評価し、審査員4名（各100点満点）の合計400点とする。

○審査項目

1 経営基盤・実績

- 2 療養費支給申請書点検業務にかかる提案内容（以下、「提案内容」という。）
- 3 業務実施方針
- 4 セキュリティ対策
- 5 業務体制
- 6 作業工程管理
- 7 療養費支給申請書点検業務にかかる点検事務（以下、「点検事務」という。）
- 8 見積価格

(1) プレゼンテーション

①実施方法

提案書を提出した事業者による企画提案に関するプレゼンテーションを実施する。

②実施予定日

平成31年3月18日（月）

③プレゼンテーションの時間は、説明20分以内、質疑応答20分程度を予定している。（準備撤収は各5分以内とし、プレゼンテーションの時間には含めない。）

④説明内容は、提案書を基に説明すること。

⑤プレゼンターは、本業務の担当者を含めた3名以内とすること。

⑥パソコン、プロジェクター等の機材を使用する場合は、提案者が用意すること。
この際、あらかじめ前日までに当広域連合担当者に連絡し、了解を得ること。

⑦プレゼンテーション時に追加資料を用いることは認めない。提案書の語句、数字等の簡易な修正はプレゼンテーション時に説明すること。

(2) 受託候補事業者の決定

①審査員4人の評価点数を合計し、評価点の合計が最も高い者を受託候補事業者とする。

②評価点の合計が最も高い者が2人以上ある場合は、評価項目の提案内容と点検事務の合計点の高い者を選定する。なお、提案内容と点検事務の合計点が同点の場合、見積価格で比較し、安価な者を選定する。さらに見積価格も同額の場合、再見積により、最も安価な者を選定する。

③受託候補事業者決定後、不測の事態が生じた場合には、次点の評価点の合計が高い者を受託候補事業者とする。

(3) 選定結果

選定結果は、参加表明書（様式第1号）に記載された担当者宛に文書で通知する。
なお、選考の理由、結果に対する問い合わせ及び異議は一切応じない。

8 失格事項

参加者が次に掲げるいずれかの項目に該当することとなった場合は失格とする。

- (1) 審査結果通知日までに提案者が公募型プロポーザル参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 見積書の金額が委託料上限額を上回る場合
- (3) 期限内に提出書類が提出されなかった場合
- (4) 提出書類に不備がある場合（軽微な場合を除く。）
- (5) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (6) 著しく信義に反する行為があった場合
- (7) 契約を履行することが困難と認められる場合
- (8) 提案書の記載内容が法令違反など著しく不適当な場合
- (9) 本事業について2案以上の提案をした場合
- (10) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

9 契約の締結等

事業内容、契約金額等について協議した上、委託上限額の範囲内で契約を締結するものとする。

- (1) 契約の相手方を決定したときには、遅滞なく契約書を取り交すものとする。契約書を作成する場合において、まず、契約の相手方が契約書に記名押印し、更に当該契約書の送付を行い、これを受けて広域連合が記名押印するものとする。広域連合が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。広域連合が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- (2) 受託者は契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、香川県後期高齢者医療広域連合財務規則第95条第2各号に該当する場合は契約保証金を免除する。
- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保管する。
- (4) 契約書作成に要する一切の費用は受託候補者の負担とする。
- (5) 受託候補者は、平成31年4月1日付けで契約を締結しなければならない。ただし、受託候補者が辞退、その他の理由で契約締結に至らなかった場合は、評価点の合計点が次点の者を契約交渉の相手方とする。